



# 退職慰労金の減額支給決議に係る取締役会の裁量権-最一小判令和6年7月8日

執筆者： 弁護士 茂木 諭  
          弁護士 香川 隼人  
          弁護士 高松 礼奈

August 2024

## In brief

株主総会で一定の支給基準に従い退職慰労金を支給すべき旨の決議をした場合であっても、内規等の支給基準において減額事由が定められているときは、取締役会が当該内規等に従い退職慰労金の減額を行うことはもとより可能であるとされています<sup>1</sup>。

今回取り上げる最高裁判決(最一小判令和6年7月8日。以下「本判決」という。)では、退任取締役の退職慰労金の算定基準等を定めた取締役退任慰労金内規において、退任取締役のうち、「在任中特に重大な損害を与えたもの」に対し退職慰労金の基準額から減額することができる旨の定めがある一方、当該減額の範囲ないし限度についての定めは置かれていない会社において、退任取締役の退職慰労金について株主総会決議による委任を受けた取締役会がした、内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の決議について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとの判断がなされました。

本ニュースレターでは、本判決の概要と意義についてご紹介いたします<sup>2</sup>。

## In detail

### 1. 本判決の概要

#### (1) 事案の概要

本判決は、以下の事実関係の下、Y社の代表取締役を退任したXが、Y社の株主総会からXの退職慰労金について決定することの委任を受けた取締役会において、代表取締役であるY1の故意又は過失により上記委任の範囲を超える減額をした退職慰労金を支給する旨の決議がされたなどと主張して、Y1に対しては民法709条等に基づき、Y社に対しては会社法350条等に基づき、損害賠償等を求めた事案です。本事案では、上記の取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かなどが争われました。

- Y社には、退任取締役の退職慰労金の算定基準等を定めた取締役退任慰労金内規(以下「本件内規」という。)が存在する。本件内規には、退任取締役の退職慰労金は、退任時の報酬月額等により一義的に定まる額を基準とする(以下、この額を「基準額」という。)旨の定め及び、取締役会は、退任取締役のうち、「在任中特に重大な損害を与えたもの」に対し、基準額を減額することができる旨の定

<sup>1</sup> 落合誠一編『会社法コンメンタール 8-機関(2)』(2014、商事法務)205頁参照

<sup>2</sup> なお、本判決に関連する事件として、閲覧等制限の申立て事件に係る最高裁決定(最一小判令和6年7月8日)があります。

め(以下「本件減額規定」という。)があった。なお、本件内規には、減額の範囲ないし限度についての定めは置かれていない。

- Xは、Y社の代表取締役役に就任した後、平成24年から平成27年までの間、Y社から社内規程所定の上限額を超過する額の宿泊費等を受領し、税務調査において当該超過分合計約1610万円がXの報酬と認定された結果、Xは、Y社が納付した上記の報酬認定に係る源泉徴収税に相当する額を負担することになった。Xは、平成28年7月、Y社の取締役会の委任を受けた代表取締役として自らの平成28年度の報酬を決定するに当たり、これを前年度と比べて2308万円増額し、その後は退任するまで増額された報酬を受領した。この増額は、Xにおいて、上記源泉徴収税相当額の負担をY社に転嫁するとともに、社内規程に違反する宿泊費等の支給を実質的に永続化する目的でされたものであった(以下、Xのこれらの一連の行為を「本件行為1」という。)。本件行為1は、新聞等で取り上げられ、社会一般に知れ渡ることになった。
- また、Xは、平成25年度から平成28年度までの各年度において、交際費として、合計約1億0079万円をY社に支出させた。さらに、Xは、Y社の海外旅費規程を改定させ、平成24年から平成28年までの間、Xの出張に伴う支度金として、上記の改定前の海外旅費規程によるよりも約545万円多い額をY社に支出させるなどした(以下、Xのこれらの行為を併せて「本件行為2」という。)
- Xは、平成29年5月に開催されたY社の取締役会において、同年6月に開催される定時株主総会の終結時をもって代表取締役及び取締役を辞任する意向を表明した。
- 平成29年6月16日に開催されたY社の定時株主総会(以下「本件株主総会」という。)において、Xの退職慰労金について、本件内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議がされた。なお、上記決議に先立ち、議長を務めたXから、Xの退職慰労金は、取締役会において、中立かつ公正な調査委員会を設置しその調査結果を踏まえて決定する方針であり、Xとしてはその決定に従う意向である旨が説明された。
- その後、Xと利害関係のない者で構成される調査委員会が設置され、Xの退職慰労金に関する事実関係の調査等が実施された。当該調査等の結果を取りまとめた最終報告書(以下「本件調査報告書」という。)の概要は次のとおりであった。
  - (i) 本件行為1は特別背任罪に該当する疑いがあり、本件行為2も正当化することができない。
  - (ii) さらに、Xは、平成26年度から平成28年度までの間、文化芸術活動の支援事業等の費用をY社に支出させた(以下、Xのこの行為を「本件行為3」といい、本件行為1及び本件行為2と併せて「本件各行為」という。)ところ、その支出のうち約2億0558万円は明らかに過剰なものであった。本件各行為はいずれもY社に多大な損害を与えるものであり、本件各行為によるY社の財産上の損害の額は、合計約3億5551万円である。
  - (iii) Xに退職慰労金を支給する場合に、Xに係る基準額から本件各行為によりY社が被った財産上の損害の額の全部又は相当部分を控除して上記退職慰労金の額を算出する方法を採用することには合理性がある。
- 平成30年2月2日に開催されたY社の取締役会(以下「本件取締役会」という。)において、本件調査報告書の内容を踏まえ、最終的に、本件行為1につき告訴をしないが、Xの退職慰労金に係る基準額として算出した3億7720万円から本件各行為による財産上の損害の額である約3億5551万円の約90%相当額を控除した5700万円を退職慰労金として支給するのが相当である旨のY1の提案が支持され、Xに対して上記の額の退職慰労金を支給する旨の決議がされた。その後、Y社は、Xに対し、5700万円の退職慰労金を支給した。

## (2) 原審(福岡高判令和4年7月6日)の判断

原審は、前記(1)の事実関係の下、大要以下のとおり判断し、Y社の取締役会は、本件内規の解釈適用及び本件株主総会決議の委任の範囲を誤り、与えられた裁量を逸脱ないし濫用したものであり、かつ当該取締役会の議長となったY1には過失が認められるとして、損害賠償請求等を認容した第一審を維持し、Yの控訴を棄却しました。

- 議事の経過に照らすと、本件株主総会決議は、Xに支給する退任慰労金につき、本件内規を適切に解釈適用し、その額を算定することを取締役に委任するものであったと認められる。
- 本件内規の本件減額規定は、「特に重大な損害を与えた」ことが認められた場合に減額する額の算定方法を定めていないものの、「特に重大な損害を与えた」という厳しい要件の下での減額を認めるものである以上、少なくとも「特に重大な損害を与えた」行為と別の行為による損害を考慮して減額することは許されないことといわざるを得ない。
- 本件行為3に係る費用等の支出については、Y社の経営状況だけでなく内部の手続合理性を踏まえても、「特に重大な」損害を与えたとは認められないのに、本件取締役会決議は当該支出についても特別減額をしたものであるから、本件株主総会決議で与えられた裁量を逸脱ないし濫用したものと認められる。

### (3) 本判決

前記(2)の原審の判断に対して、最高裁は、以下のとおり判示し(下線は筆者ら加筆)、本件取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできないとして、原審を破棄し、第一審判決を取り消しました。

- 本件減額規定は、取締役会は、退任取締役が在任中Y社に特に重大な損害を与えた場合、基準額を減額することができる旨を定めているところ、その趣旨は、取締役を監督する機関である取締役会が取締役の在任中の行為について適切な制裁を課すことにより、Y社の取締役の職務執行の適正を図ることにあるものと解される。
- 本件減額規定の趣旨に鑑みれば、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する見地から、当該退任取締役がY社に特に重大な損害を与えたという評価の基礎となった行為の内容や性質、当該行為によってY社が受けた影響、当該退任取締役のY社における地位等の事情を総合考慮して判断すべきであり、また、本件内規が本件減額規定による減額の範囲等について何らの定めも置いていないことに照らせば、取締役会は、上記の点について判断するに当たり広い裁量権を有するといふべきであり、取締役会の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということができるのは、この判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理である場合に限られると解するのが相当である(原審は、本件減額規定は特に重大な損害を与えた在任中の行為によって生じた損害相当額のみを減額し得る旨を定めたものとするが、本件減額規定がそのような趣旨のものであるとは解されない。)
- 前記(1)の事実関係のうち、本件行為1について報道により社会一般に広く知れ渡ったことによって、Y社の社会的信用が毀損されたことがうかがわれる。また、調査委員会は、定時株主総会において示された方針に基づいて設置され、Xと利害関係のない弁護士等で構成されたところ、本件調査報告書では、本件行為1は特別背任罪に該当する疑いがあり、本件行為2も正当化することができず、Xは両行為によりY社に多大な損害を与えたとの指摘がされたものである。そして、取締役会は、このような本件調査報告書の内容を踏まえて本件取締役会決議をしたものであるところ、調査委員会が調査等に当たって収集した情報に不足があったことはうかがわれず、取締役会においては、相当程度実質的な審議が行われたといふことができる。
- これらの事情を総合考慮すると、本件行為1及び本件行為2をY社に多大な損害を及ぼす性質のものとして評価することは相応の合理的根拠に基づくものといえ、本件行為3がY社に損害を与えるものであったか否かにかかわらず、Xが本件減額規定にいう「在任中特に重大な損害を与えたもの」に当たるとして減額をし、その結果としてXの退職慰労金の額を5700万円とした取締役会の判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理であるということとはできない。以上によれば、本件取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない。

## 2. 本判決の意義

### 取締役会における、退職慰労金の減額支給決議に係る任務懈怠の有無についての判断基準

本判決は、本件減額規定の趣旨や、退職慰労金減額の決定に当たって考慮すべき事情の性質、本件内規は本件減額規定による減額の範囲等について何らの定めも置いていないことなどを踏まえ、取締役会は退

職慰労金の減額について判断するにあたり広い裁量権を有するというべきであり、取締役会の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということが出来るのは、この判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理である場合に限られると解するのが相当である、との判断基準を示しています。

また、本判決では、本件減額規定は特に重大な損害を与えた在任中の行為によって生じた損害相当額のみを減額し得る旨を定めたものとは解されないとしており、退職慰労金の減額について狭い裁量しか認めなかった原審の判断基準を覆すものと解されます。そして、前記(1)の事実関係の下、広い裁量権を認める判断基準に照らせば、本件行為3がY社に損害を与えるものであったか否かにかかわらず、Xが本件減額規定にいう「在任中特に重大な損害を与えたもの」に当たるとして減額をし、その結果としてXの退職慰労金の額を5700万円とした取締役会の判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理であるということとはできないと判断したものと考えられます。

---

## The takeaway

---

本判決は、取締役退任慰労金内規において、退職慰労金の基準額を減額することができる旨の定めがある一方、当該減額の範囲ないし限度についての定めは置かれていない会社において、本件内規に従って決定することについて株主総会決議による委任を受けた取締役会がした、本件内規の定める基準額から大幅に減額した額の退任取締役の退職慰労金を支給する旨の決議について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないと判断したものであり、同様の内規が置かれた会社において、株主総会決議による委任を受けた取締役会でなされる退職慰労金を支給する旨の決議において、減額の範囲等を決定するに際して参考になるものと考えられます。

また、本判決において認められた、取締役会における退職慰労金の減額に係る判断についての広い裁量権を維持しながら、本判決の事案の様な、退職慰労金の減額支給決議の適法性に係る紛争が生じることを未然に防止されたい、と望む会社も一定数存在するものと考えられます。その様な会社においては、例えば、(i) あらかじめ内規において、退職慰労金の減額範囲については、取締役の在任中の行為について諸般の事由を総合考慮の上、適切な制裁を課すことにより、取締役の職務執行の適正を図るという観点より取締役会の裁量に基づき決することを明記しておき、(ii) 減額支給決議を行う取締役会においては、当該取締役会の判断が、本件内規に従い決定することを取締役会に一任した株主総会の委任の趣旨に照らして合理的であることが明確となるよう審議を尽くす等の対応を検討することが望ましいものと考えられます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### **PwC 弁護士法人**

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

### パートナー

弁護士

茂木 諭

弁護士

香川 隼人

弁護士

高松 礼奈

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めていただく必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.